

都市計画素案説明会等のお知らせ

川崎都市計画地区計画の変更（新川崎地区地区計画）

川崎市

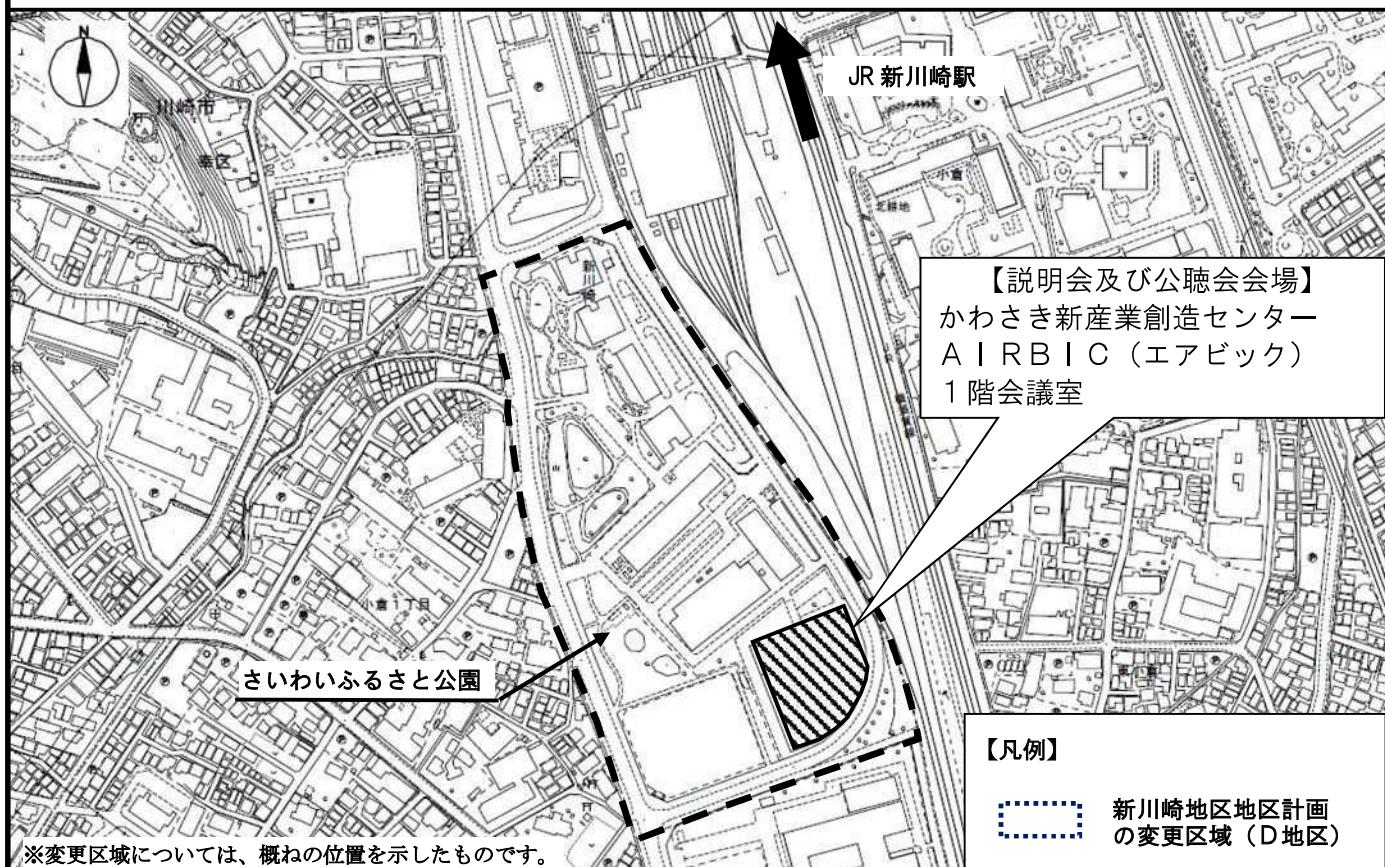
新川崎地区では、平成17年1月に再開発等促進区を定める地区計画を決定し、商業・業務・居住等の諸機能の整備・誘導と併せて、ものづくり・研究開発機能の強化を通じた産業の創出・育成及び市民利用機能の整備を図る地区として、約20年にわたり取組を進めてまいりました。これらの取組により、研究開発型企業の立地が飛躍的に進んだことで、本市を代表する産業集積地へと発展し、特に新川崎地区のうちD地区に位置する新川崎・創造のもりにおいては、段階的な施設整備が行われ、企業・大学等の集積が大幅に進展するとともに、研究開発の成果が多数創出されています。

このような状況のもと、新川崎・創造のもりを、産学交流によるイノベーション創出拠点としての機能の強化を図り、新産業創出と科学技術振興の世界的な研究拠点へとさらに発展させるため、令和6年4月に「新川崎・創造のもりの機能更新に関する基本的な考え方」を示し、その実現に向けて、令和7年3月に「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」を策定しました。

これに伴い、この度、新川崎・創造のもりにおいて、高度人材が集積するイノベーション拠点の形成や地域に開かれた憩いの空間の形成等を実現することで機能更新の効果の最大化を図るため、J R新川崎駅の西側に隣接する新川崎地区約33.2haのうちD地区について、地区計画の変更を行うこととなりました。

■変更の概要について

【予定案件】 地区計画の変更



■素案説明会の開催について

■日時：令和8年7月16日（木） 午後7時から8時30分まで（開場：午後6時30分）

■場所：かわさき新産業創造センターA I R B I C（エアビック）（幸区新川崎7-7）

※先着200名を定員といたします。

お車での御来場は御遠慮ください。

■素案の縦覧及び公聴会について

都市計画素案について、次の期間で縦覧を行います。市民の皆さまの御意見をお聴きするため公聴会を開催いたしますので、都市計画素案について公聴会で御意見を述べたい方は、素案の縦覧期間中にお申し出ください。

(1) 素案の縦覧について

●期 間 令和8年7月17日(金)から令和8年7月31日(金)まで

●場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(市役所本庁舎19階)、幸区役所、幸区役所日吉出張所、幸図書館、中原区役所、中原図書館

※市ホームページでも図書の閲覧ができます。

※都市計画課、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

※幸図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土日祝日の午前9時30分から午後5時まで。

中原図書館は、平日の午前9時30分から午後9時まで及び土日祝日の午前9時30分から午後5時まで。

なお、休館日がありますので御注意ください。

(2) 公述の申出について

素案の縦覧期間中に、都市計画課まで「公述申出書」を持参又は郵送していただくか、市ホームページから提出してください。川崎市民及び利害関係人の方が公述の申出を行うことができます。

※「公述申出書」は、市ホームページに申請フォームがあります。持参、郵送の場合は公述申出書を素案説明会で配布しますので御利用ください。なお、縦覧場所でも入手できます。

※郵送の場合は申出期間最終日(令和8年7月31日(金))の消印まで有効です。

※公述の申出が多数の場合、公述人を抽選で選定します。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。

※公述時間は1人15分以内です(公述人が多数の場合は変更あり)。

(3) 公聴会の開催について

●日 時 令和8年8月18日(火)午後7時

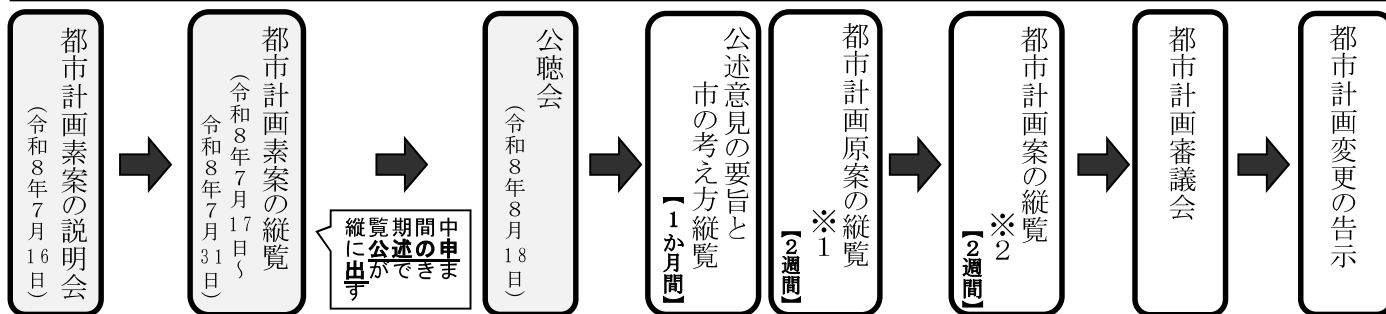
●場 所 かわさき新産業創造センターAIRBIC(エアビック)(幸区新川崎7-7)

※公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

※公聴会を開催しない場合は、令和8年8月7日(金)頃までに、市ホームページ、都市計画課、幸区役所、幸区役所日吉出張所、幸図書館、中原区役所、中原図書館に掲示し、お知らせいたします。

※傍聴を希望される方は、直接会場にお越しください(申込不要)。お車での御来場は御遠慮ください。

■今後の手続の流れ



※1 地区計画区域内の土地の所有者等の方が、地区計画に関する事項の都市計画の原案に対して、意見書を提出できます。

※2 川崎市民及び利害関係人の方が、都市計画の案に対して、意見書を提出できます。

※3 各手続について、下記メールマガジンの案内が配信される予定となります。

(お問合せ先)

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 電話 044-200-2712

(都市計画案件HP)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-13-8-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

手続のお知らせ(都市計画原案・案の縦覧時期等)は、メールマガジンでの御案内も行いますので、配信を希望される方は御登録をお願いいたします。

(メルマガ登録)

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000119911.html>

都市計画案件HP



メルマガ登録



都市計画素案に対する公述の申出について

川崎都市計画地区計画の変更（新川崎地区地区計画）

(1) 公聴会の日時及び場所

- ・ 日 時 令和8年8月18日（火）午後7時
- ・ 場 所 かわさき新産業創造センターA I R B I C（エアビック）（幸区新川崎7-7）

※ 公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

(2) 公述人の資格

公述できる方は、川崎市民及び利害関係人（川崎市内の土地に法律上の権利関係を有する方や法人等）です。

(3) 公述申出書の提出先及び提出方法

公聴会での公述を希望される方は「公述申出書」を以下の提出先まで持参もしくは郵送していただくか、市ホームページから提出してください。（FAXや電子メール等での受付は行っておりません）

※氏名、住所、意見の要旨等を記入いただければ書式は自由ですが、裏面の参考書式（HPでも入手可）をご利用ください。

※市ホームページの専用フォームからも申出ができます。

提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(4) 申出期間

令和8年7月17日（金）から令和8年7月31日（金）まで。

※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時（郵送の場合は令和8年7月31日消印まで有効）

(5) 公述人の決定

公述の申出が多数のときは抽選で選定させていただきます。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知いたします。また、公述時間は1人15分以内です。（公述人多数の場合は変更あり）

(6) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、当日直接会場にお越しください。なお、公聴会開催の有無を御確認いただく場合は、都市計画課へお問合せください。また、お車での御来場は御遠慮ください。

(7) 公聴会を開催しない場合

公述の申出がなかった場合は、公聴会は開催いたしません。その場合は、令和8年8月7日（金）頃までに、都市計画課のホームページ、都市計画課、幸区役所、幸区役所日吉出張所、幸図書館、中原区役所、中原図書館に掲示し、お知らせいたします。

(8) 公述意見に対する市の考え方

公述意見に対する市の考え方は、後日、公述意見の要旨とともに、公述された方に通知するとともに、都市計画課のホームページ、都市計画課、幸区役所、幸区役所日吉出張所、幸図書館、中原区役所、中原図書館において、1か月公表いたします。

お問合せ先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（Tel 044-200-2712）

川崎市ホームページより「都市計画案件」と検索してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-13-8-1-0-0-0-0-0-0.html>



公 述 申 出 書

(宛先 川崎市長)

令和 年 月 日

次の都市計画の素案に対し、意見を述べたいので申し出ます。

■ 都市計画案件の名称

川崎都市計画地区計画の変更（新川崎地区地区計画）

■ 公述申出人

住所 〒

電話番号

(ふりがな)

氏 名

又は名称

■ 都市計画素案に係る利害関係（本市に住所を有しない方のみ記載ください。）

※該当するところにチェックを入れてください。

☐本市に所有権などの権利を有する者 [☐所有権、☐地上権、☐その他 ()]

☐その他 ()

■ 意見の要旨

項目

説明

項目

説明

項目

説明

※注意

- ・意見の要旨については、楷書横書きで簡潔にまとめてください。
- ・説明欄に収まらない場合は、別紙に御記入ください。
- ・都市計画の素案に直接関係がない意見については、述べるできません。